

## 新たな公立病院改革ガイドラインを踏まえた対応方針について

H27.8.18現在 福島県病院局

### 1 本ガイドラインの要請内容 平成27年3月31日総務省発出

公立病院改革の基本的な考え方<sup>(注)</sup>は、前ガイドラインを踏襲する。そのうえで、今後、県が策定する地域医療構想との整合性を図りながら、引き続き公立病院改革を進めていくこと。

#### 【公立病院改革の基本的な考え方】

公・民の適切な役割分担の下、地域に必要な医療提供体制を確保する。安定した経営の下で、へき地医療や不採算医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていく。

具体的には、平成27年度又は28年度中に新公立病院改革プランを策定し、病院機能の見直しや経営改革に総合的に取り組んでいくこと。

(標準期間:「策定年度又はその次年度」～「平成32年度」)

なお、既に前ガイドラインによる公立病院改革プランの改定を行っている場合(本県の場合)は、本ガイドラインで要請している事項のうち不足している部分<sup>(注)</sup>を追加又は別途策定することで足りること。

#### 【不足している部分】

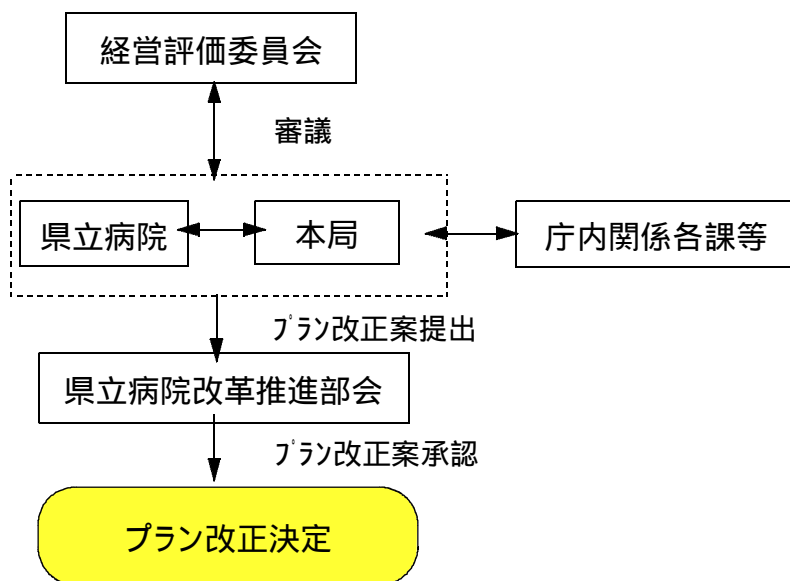
地域医療構想と整合性のとれた形で、県立病院の将来(2025年)の病床機能の在り方を示すなどの具体的な将来像

### 2 対応方針(案)

平成26年3月策定の第二次福島県県立病院改革プラン(以下「プラン」という。)について、本ガイドラインの要請事項のうち不足部分を追加するとともに、プラン本文について所要の見直し(県立診療所のあり方も含む。)を行う。

プラン箇所	想定する改正内容
第1 プランの概要 (P1～)	・計画期間の延長 (現行:H26～ <u>H28</u> 改正後:H26～ <u>H32</u> )
第3 県立病院の在り方 (P15～)	・病床機能の明記 ・地域包括ケアに係る医療機能の充実・見直し
第4 行動計画(P20～)	・上記第3を踏まえた具体的取組の追加及び既存の取組の充実・見直し
第5 収支計画(P45～)	・計画期間の延長に伴う収支計画及び経営指標に係る数値目標の設定(H29～H32)

### 3 プランの見直しの体制



### 4 今後のスケジュール

平成27年度

- 9月 病床機能を審議 (経営評価委員会)
- 10月 病床機能報告 (各病院 厚労省)
- 3月 地域医療構想の答申 (県地域医療課)

平成28年度

- 4月～5月 地域医療構想を踏まえた病床機能の検討 (県病院局)
- 6月～9月 行動計画の見直し (県病院局)
- 収支計画の検討 (県病院局)
- 10月 病床機能報告 (各病院 厚労省)
- 3月 プラン改正案を審議 (経営評価委員会)
- プラン改正案を決定 (県立病院改革推進部会)

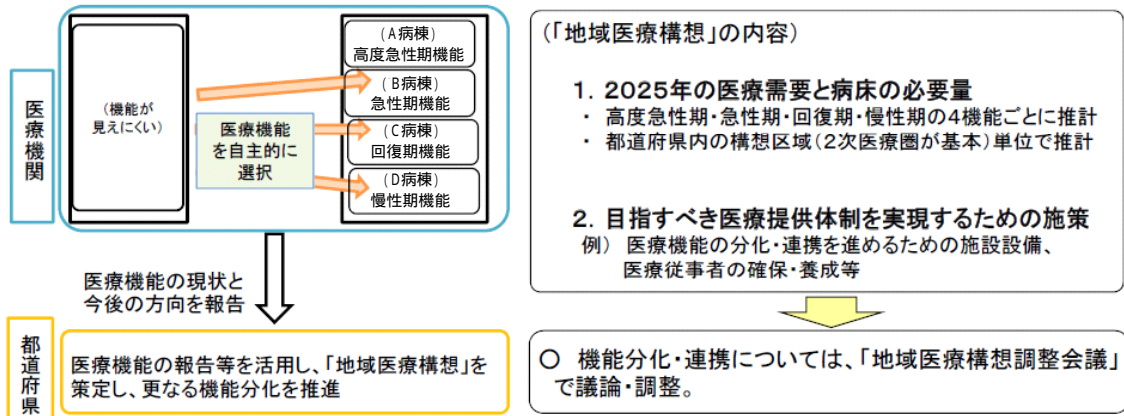
## 【参考】

### 地域医療構想について

平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。

「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能（「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」）ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚労省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



地域医療構想の実現は医療機関同士の協議によることが基本。

ただし、協議で調整できない場合は、その地域で過剰とされた病床区分への転換計画の中止や休眠病床の削減を要請できる権限が都道府県に与えられており、公立病院などに対しては、知事が「指示・命令」をすることもできる。